

標準例 1 標準入札公告例（第 9 条関係）

入 札 公 告

【一般競争の場合】

次のとおり一般競争入札に付します

【条件付一般競争の場合】

次のとおり条件付一般競争入札に付します

令和●年●月●日

（契約責任者）西日本高速道路株式会社 ●●支社

●●支社長 ●●●●

【一般競争の場合】

◎調達機関番号 419 ◎所在地番号 ●●

○第 N 号

1. 工事概要

【一般競争の場合】

(1) 品目分類番号 4 1

【条件付の場合は (2) 工事名を (1) とし、以降 1 ずつ繰り上げる】

(2) 工事名 ●●自動車道●●トンネル工事

(3) 工事場所 自) ●●県●●市大字●●字●●

至) ●●県●●郡●●町大字●●

(4) 工事内容 本工事は、トンネル掘削工事（●ヶ所－延長●●●m）及び橋梁下部工工事（●ヶ所－●●●m）を含む延長●●●m（土工量●●●m<sup>3</sup>）の土木工事である。

(5) 工事概算数量 延長 ●, ●●●m

幅員 土工部 ●●. ●●m × △

橋梁部 ●●. ●●m × △

トンネル部 ●●. ●●m × △

土工量 ●●, ●●m<sup>3</sup>

トンネル ●ヶ所－●●●m

橋梁等 上・下部工 ●ヶ所－●●●m

下部工のみ ●ヶ所－●●●m

橋 台 ●基  
 橋 脚 ●基  
 基礎工 C C P (φ●.●m) L = ●●●m  
 深礎 (φ●.●m) L = ●●●m

跨道橋 ●ヶ所  
 横断構造物 C-B O X ●ヶ所, C-P ●ヶ所  
 連絡等施設 ●ヶ所

(6) 工期 契約締結日の翌日から●●●日間

(7) 使用する資機材  
 コンクリート ●●●m<sup>3</sup>  
 鉄筋 ●●● t  
 ロックボルト ●●●本  
 鋼アーチ支保工 ●●●基  
 アスファルト合材 ●●● t  
 ガードレール ●●●m

**【施工実績確認型及び施工能力評価型（簡易型）総合評価落札方式で協議合意方式が付かない場合】**

(8) 本工事は、「企業の基礎的な技術力」及び「企業の信頼性・社会性」として、企業及び配置予定技術者の能力、簡易な施工計画、環境への取組み、緊急時の施工体制その他の技術的要素【設定する評価項目に応じて記載する。】（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。

**【施工実績確認型及び施工能力評価型（簡易型）総合評価落札方式で協議合意方式が付かないの場合】**

(8) 本工事は、「企業の基礎的な技術力」及び「企業の信頼性・社会性」として、企業及び配置予定技術者の能力、簡易な施工計画、環境への取組み、緊急時の施工体制その他の技術的要素【設定する評価項目に応じて記載する。】（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、以下の方法により西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする**総合評価落札方式（協議合意方式付）の対象工事**である。

① 契約参考価格以下の価格をもって申込みをした者があった場合

契約参考価格の範囲内で入札した者のうち、価格及びその他の条件が会社にとって最も有利な者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合などは、他の入札者のうち価格及びその他の条件が会社にとって最も有利な者を落札者若しくは協議対象者とする。

② 契約参考価格以下の価格をもって申込みをした者がなかった場合

当初の入札、再度入札及び不落札後の随意契約において契約参考価格以下の価格をもって申込みをした者がなかった場合、入札者に対する指示書第 18-3 に基づき価格及びそ

他の条件が会社にとって最も有利な者を協議対象者とし、協議の上、見積条件等に合理性又は妥当性を有すると判断した場合は、協議対象者を落札者とする。

**【施工計画提案型（標準型）総合評価落札方式の場合。ただし、政府調達協定基準額以上の工事にあつては、「企業の高度な技術力」のみとなる。】**

- (8) 本工事は、「企業の基礎的な技術力」及び「企業の信頼性・社会性」として企業及び配置予定技術者の能力、環境への取組みその他の技術的要素、並びに「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）又はそのうちあらかじめ指定する部分（以下「標準案」という。）に係る具体的な施工計画その他の提案（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。

**【高度技術提案型総合評価落札方式の場合】**

- (8) 本工事は、「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）又はそのうちあらかじめ指定する部分（以下「標準案」という。）【標準案を明示しない場合は「入札説明書に示した最低限の要求要件」とする。】に係る具体的な施工計画その他の提案（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。

**【契約後V Eの場合に記載する】**

- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。
- (10) 本工事は、すべての入札参加者から単価表【又は「工事費内訳書」】の提出を求める工事である。

(11) (○【前項の番号を記載】)の単価表【又は「工事費内訳書」】は原則として電磁的記録媒体（CD-R）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表【又は「工事費内訳書」】を提出するものとする。

**【総価単価契約の場合に記載する。】**

- (12) 本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、落札決定から契約締結までの間に発注者及び落札者が協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額（以下「単価」という。）を合意することとする。

総価単価契約の実施にあたっては、単価を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとするが、落札者が希望した場合及び協議開始から14日以内に単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）により行うものとする。

**【入札前価格見積方式の場合】**

- (13) 本工事は、入札前価格見積方式の対象工事である。本方式の詳細は、入札前価格見積方式に関する注意事項による。

**【発注規模確定価格を設定した場合】**

(14) 本工事における契約責任者、下記2.(2)に規定する競争参加資格条件【一般競争入札又は条件付一般競争入札で等級区分の設定がある場合】及びその他の条件は、契約制限価格【契約参考価格】にかかわらず本工事の入札公告時における発注規模に基づくものである。

**【条件付一般競争入札の手続期間を短縮する場合】**

(15) 本工事は、契約事務手続きを迅速に行うため通常の場合の条件付一般競争入札と比べ手続に要する期間を短縮する条件付一般競争入札（期間短縮型）の対象工事である。

**【概略発注方式の場合】**

(16) 本工事は、概略発注方式の対象工事である。概略発注方式とは、概略発注部分の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。したがって、概略発注工事に関する事項の単価項目の金額については、特記仕様書に示す率計上の考え方に基づき入札価格の見積りを行うものとし、当該部分は、当初契約において一式として契約するものである。

**【①特例監理技術者の配置を認める場合】**

(17) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認める工事である。

**【②特例監理技術者の配置を認めない場合】**

(17) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

## 2. 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定に該当しない者であること。

**【一般競争：単体】**

(2) 開札時に、令和●・●年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「●●工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続に基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が●●点以上である者（上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が●●点以上であること。）。

**【一般競争：混合】**

(2) 開札時に、令和●・●年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「●●工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基

づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が●●点以上である者（上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が●●点以上であること。）。又は、この条件を満たす●者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

**【条件付：単体】**

(2) 開札時に、令和●・●年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「●●工事」の資格を有し、かつ、「等級●」に格付けされ【等級区分の設定がある場合】ている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

**【条件付：混合】**

(2) 開札時に、令和●・●年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「●●工事」の資格を有し、かつ、「等級●」に格付けされている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）又は特定建設工事共同企業体を構成する場合は、「等級●」に格付けされている●者で構成された特定建設工事共同企業体若しくは「等級●」と「等級●」に格付けされている二者で構成された特定建設共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

**【条件付の場合】**

(3) 西日本高速道路株式会社が発注した工事が入札公告の前年度から起算した過去2年間（令和●・●年度）に完成・引渡し完了したものにおける当該工種の工事成績評価の平均点が2年連続で65点未満でないこと。

**【条件付の場合】**

**【「土木工事」の「等級B、C」に格付けされている者（経常建設共同企業体を含む）を求める場合：(4)として次の事項を記載し、以降順次繰り下げる。】**

(4) 経常建設共同企業体を構成する場合には、各構成員が配置する監理技術者又は主任技術者は入札説明書に示す資格を有する者であること。

(4) 平成●年度以降【入札公告の前年度から起算した15年前の年度とする】に、元請けもしくは1次下請け【1次下請けの実績を求める場合】として完成・引渡し完了した次の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、元請けとしての【1次下請けの実績を求める場合】施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡し完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）



である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

#### 【同種工事が2つ以上ある場合】

なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が均等割の10分の6以上の場合のものに限る。また、共同企業体の場合は構成員の全員が同実績を有すること。）。

#### 【①単体を求める場合】

同種工事（下記a）及びb）を必要とする。）

- a) 土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が15万m<sup>3</sup>以上の道路の土工工事
- b) 躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋脚の工事

#### 【条件付の場合で経常JVを求める場合】

同種工事（下記a）及びb）を必要とする。）

- a) 土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が●万m<sup>3</sup>以上の道路の土工工事
- b) 躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）●m以上のコンクリート橋脚の工事

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有し、その他の構成員は、同種工事又は同種工事の施工実績を有すること。

同種工事（下記a）及びb）を必要とする。）

- a) 土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が●万m<sup>3</sup>以上の道路の土工工事
- b) コンクリート橋脚の工事

#### 【②単体及び同工種の特定JVを求める場合】

##### 【一般競争及び条件付の場合】

同種工事（下記a）及びb）を必要とする。）

- a) 土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が●万m<sup>3</sup>以上の道路の土工工事
- b) 躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）●m以上のコンクリート橋脚の工事

ただし、特定建設工事企業体にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、同種工事若しくは同種工事の施工実績を有すること。

同種工事（下記a）及びb）を必要とする。）

- a) 土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が●万m<sup>3</sup>以上の道路の土工工事
- b) 躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）●m以上のコンクリート橋脚の工事

#### 【異なる工事種別の組合せ工事の場合（単体又は単体及び異工種のJV（特定）を求める場合）】

(4) 鋼橋上部工工事の有資格者は、平成●年度【入札公告の前年度から起算して15年前の

年度とする。】以降に元請けもしくは1次下請け【1次下請けの実績を求める場合】として完成・引渡しが完了した（Ⅰ）の同種工事の実績を有し、PC橋上部工工事の有資格者は、平成●年度【入札公告の前年度から起算して15年前の年度とする。】以降に元請けもしくは1次下請け【1次下請けの実績を求める場合】として完成・引渡しが完了した（Ⅱ）の同種工事の実績を有すること。

ただし、元請けとしての【1次下請けの実績を求める場合】施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が均等割の10分の6以上の場合のものに限る。）

#### （Ⅰ）鋼橋上部工工事

##### 同種工事

- a) 鋼連続箱桁橋の工場製作をした工事。
- b) 最大支間長●m以上の鋼連続箱桁橋の全体または一部をトラベラークレーン片持式架設工法により架設した工事。
- c) 橋梁鋼主桁または鋼橋脚で●mm超える板厚の突き合せによる現場溶接をした工事。

#### （Ⅱ）PC橋上部工工事

##### 同種工事

最大支間長●m以上のPC斜張橋またはPCエクストラードード橋を架設した工事。

【申請時に配置予定技術者に配置要件（施工実績、資格要件）を求める場合は以下の（5）を記載し、それ以外については（5）を削除する。】

（5）次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

- ① 現場代理人は常駐で配置できること。主任技術者又は監理技術者は建設業法に基づく配置ができること。
- ② 主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。

#### 【（Ⅰ）単体を求める場合】

- ③ 現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成●年度以降に【入札公告の前年度から起算して15年前の年度とする。】元請けとして完成・引渡しが完了した下記の同種工事の

経験を有する者であること。

**【同種工事が2つ以上ある場合】**

なお、同種工事に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。  
ただし、施工実績の取扱いは(4)に同じ。

同種工事(下記a)及びb)を必要とする。)

- a) 土工量(切土量又は盛土量のいずれか大きい方)が●万m<sup>3</sup>以上の道路の土工工事
- b) 躯体高さ(フーチング下端から橋脚の天端までの高さ)●m以上のコンクリート橋脚の工事

**【条件付で経常JVを求める場合】**

ただし、経常建設共同企業体については、1社の現場代理人もしくは主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

**【(Ⅱ)単体又は単体及び同工種のJV(特定)を求める場合】**

**【一般競争及び条件付の場合】**

- ③ 現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成●年度以降に【入札公告の前年度から起算して15年前の年度とする。】元請けとして完成・引渡し完了した下記の同種工事の経験を有すること。

**【同種工事が2つ以上ある場合】**

なお、同種工事に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。  
ただし、施工実績の取扱いは上記(4)に同じ。

同種工事(下記a)及びb)を必要とする。)

- a) 土工量(切土量又は盛土量のいずれか大きい方)が●万m<sup>3</sup>以上の道路の土工工事
- b) 躯体高さ(フーチング下端から橋脚の天端までの高さ)●m以上のコンクリート橋脚の工事

- ④ 主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。【緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については記載しないものとする。】

- ⑤ 監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

**【詳細設計を含む工事の場合】**

- ⑥ 詳細設計において、次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

**【設定する条件に応じて記載】**

管理技術者：技術士[●●部門(▲▲▲)]又はRCCM(▲▲▲)

照査技術者：技術士[●●部門(▲▲▲)]又はRCCM(▲▲▲)

なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通省大臣認定(総合政策局建設振興課)を受



けている必要がある。確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認資料を提出できるが、この場合、確認資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(6) 競争参加資格確認申請書及び確認資料【特定JVを求める場合は「、確認資料及び競争参加者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案」と記載】(以下「申請書等」という。)の提出期限の日(提出期限の日を含む。)から落札者を決定する日(決定する日を含む。)までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領(平成17年要領第96号)」に基づき、「地域●」において、入札参加資格停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において入札参加資格停止を受けていないこと。【特定建設工事共同企業体の競争参加を求める場合のみ記載。(経常建設工事共同企業体の競争参加を求める場合は不要)】

(7) 施工計画が適切であること。

(8) 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ 各構成員が当該工事に対する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に建設業法に基づく配置ができること。

【共同企業体を甲型とする場合】

ハ 工事等競争参加資格登録要領別紙9-1に定める標準特定建設工事共同企業体協定書(甲)による協定書(案)が提出されていること。

【単体及び2社JVの混合入札の場合】

ニ 各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

【単体、2社JV及び3社JVの混合入札の場合】

ニ 各構成員の出資比率が2社で構成される場合にあつては30%以上、3社で構成される場合にあつては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

【(条件付の場合) 土木工事で異なる等級の構成員を含む共同企業体を参加させるとき】

(この場合「等級●(経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は除く。)」の者の工事限度額は●億円未満とする。)

また、代表者は等級の異なる者の間では上位等級の者とし、同一の等級の者の間では、構成員において決定された者とする。

【共同企業体を乙型とする場合】

ハ 工事等競争参加資格登録要領別紙9-2に定める標準特定建設工事共同企業体協定書(乙)による協定書(案)が提出されていること。

【異種工種で構成され、それぞれの工種について競争参加資格要件を設定している場合】

ハ) 工事等競争参加資格登録要領別紙9-2に定める標準特定建設工事共同企業体協定書(乙)による協定書(案)が提出されていること。ただし、各構成員が両工種の有資格者である場合は、当該協定書(案)は、(甲)(乙)どちらでもよい。

ニ) 共同企業体協定書(乙)による協定書案を提出する場合、分担工事額がない者を構成員とすることは認めないこととする。

**【単体及び2社JVの混合入札の場合】**

ホ) 標準特定建設工事共同企業体協定書(甲)による協定書案を提出する場合、各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

**【単体、2社JV及び3社JVの混合入札の場合】**

ホ) 標準特定建設工事共同企業体協定書(甲)による協定書案を提出する場合、各構成員の出資比率が2社で構成される場合にあっては30%以上、3社で構成される場合にあっては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(9) 上記1. に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

**【入札前価格見積方式の場合】**

(11) 入札前価格見積方式に関する見積書(以下「入札前価格見積書」という。)が提出されていること。

(12) 競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①以下のいずれかの場合に該当する資本関係

I) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。

II) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②以下のいずれかの場合に該当する人的関係

I) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

組合の理事

その他業務を執行する者であって、からまでに掲げる者に準ずる者

Ⅱ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

Ⅰ) 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

Ⅱ) その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

### 3. 総合評価に関する事項

#### 【協議合意方式ではない場合】

##### (1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の基礎的な技術力」、「企業の高度な技術力」及び「企業の信頼性・社会性」【設定する評価項目に応じて記載する。】に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

#### 【協議合意方式場合】

##### (1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の基礎的な技術力」、「企業の高度な技術力」及び「企業の信頼性・社会性」【設定する評価項目に応じて記載する。】に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、以下の方法により落札者を決定する。

###### 1) 契約参考価格の範囲内の価格をもって申込みをした者があった場合

契約参考価格の範囲内で入札した者のうち、(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合などは、他の入札者のうち価格及びその他の条件が会社にとって最も有利な者を落札者若しくは協議対象者とする。

###### 2) 契約参考価格の範囲内の価格をもって申込みをした者がなかった場合

当初の入札、再度入札及び不落札後の随意契約において契約参考価格以下の価格をもって申込みをした者がなかった場合、入札者に対する指示書第18-3に基づき評価値が最も高い者を協議対象者とし、協議の上、見積条件等に合理性又は妥当性を有すると判断し

た場合は、協議対象者を落札者とする。

## (2) 総合評価の方法

1) 技術評価点の最高点を●●点とする。なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。

### イ) 技術評価点1位の者が2者以上の場合

技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な1者に対し0.5点

※ただし、評価結果及び質的内容に差異が無く最も優位な1者を選定できない場合には、付加点を付与しないものとする。【施工能力評価型の場合】

### ロ) 技術評価点1位の者と2位の者との差が0.5点未満の場合

1位の者に対し2位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数【施工実績確認型の場合は記載しない】

2) 技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

【施工実績確認型、施工能力評価型（簡易型）及び施工計画提案型（標準型。ただし、政府調達協定基準額以上の工事を除く。）の場合に求める評価項目に応じて記載する。】

### イ) 企業の基礎的な技術力

#### ① 企業の施工能力

- ・ 工事成績
- ・ 優良工事表彰
- ・ 契約後V E提案実績
- ・ 安全管理に関すること
- ・ 工事中事故に関すること
- ・ 入札参加資格停止に関すること

#### ② 施工体制

- ・ 登録基幹技能者等の配置
- ・ 若手技術者及び女性技術者の配置
- ・ 品質管理・環境マネジメントシステムの取組み状況

【施工計画提案型（標準型）及び高度技術提案型の場合に、求める評価項目に応じて記載する。】

### ロ) 企業の高度な技術力

#### ① 総合的なコスト

- ・ ○○○○○○

#### ② 性能・強度等

- ・ ○○○○○○

#### ③ 社会的要請

- ・ ○○○○○○

#### ④ 施工計画

・ ○○○○○○

⑤ 情報化施工等の活用

・ ○○○○○○

【施工能力評価型（簡易型）及び施工計画提案型（標準型。ただし、政府調達協定基準額以上の工事を除く。）の場合に、求める評価項目に応じて記載する。】

ハ) 企業の信頼性・社会性

① 働き方改革への取組み

・ 企業としての就労環境整備への取組み

② 社会貢献度

・ 障がい者雇用の取組み

③ 地域精通度

・ 緊急時の施工体制

・ 近隣地域での施工実績

④ 地域貢献度

・ 災害協定等

・ 建設資材の購入予定

・ 下請負人の使用予定

⑤ NEXCO西日本貢献度

・ 災害・緊急雪氷作業の協力

3) 価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は0点とする。【本要領第1条第2項第七号に掲げる工事種別の場合、以下を追加】ただし、開札時における最低入札額が審査対象基準価格を下回る場合に限り、最低入札額を価格評価基準額とする。

4) 入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

(3) 上記(2)2)に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。

【標準案を提示して技術提案を求める場合には、次の(4)及び(5)を記載する。】

(4) 企業の高度な技術力に係る評価項目について標準案と異なる提案を行う場合は、当該技術提案の内容及び施工計画を記載した確認資料を提出すること。ただし、当該技術提案が適正と認められない場合は標準案に基づいて施工する意思があるときは、併せて標準案による施工計画を提出すること。また、標準案に対して企業の高度な技術力に係る提案を行わない場合は、標準案による施工計画を提出すること。

(5) 上記(4)により提出された企業の高度な技術力に係る技術提案の採否については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。技術提案による競争参加資格が認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案による施工計画が認められた者は標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

【標準案を提示しない高度技術提案型総合評価落札方式における(4)】

(4) 企業の高度な技術力に係る技術提案の採否については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。当該技術提案による競争参加資格が認められた者は当該提案に基づく入札を行い、



これに違反した入札は無効とする。なお、当該技術提案が認められなかった者については、競争参加資格を認めない。

**【技術提案資料作成説明会を実施する場合のみ】**

(6) 令和●年●月●日(●)に技術提案資料作成説明会を実施する。

**【設計業務成果の閲覧を認める場合のみ】**

(7) 公告日から申請書等の提出期限の前日までの間に設計業務成果の閲覧を認める。

**【技術提案資料のヒアリングを実施する場合のみ】**

(8) 申請書等の提出後に技術提案資料のヒアリングを実施する。

**【技術的対話を実施する場合のみ】**

(9) 申請書等の提出後に技術提案の内容を改善するための対話を実施する。

(10) 上記(2)2)で求めた技術力については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。

#### 4. 入札手続等

##### (1) 担当部署

〒●●●●-●●●● ●●県●●市●●町●-●-●

西日本高速道路株式会社●●支社総務企画部 経理課 ●● ●●

電話●●●●-●●●●-●●●●

##### (2) 入札説明書、函面、仕様書等の交付期間及び方法

①交付期間：令和●年●月●日(●)から令和●年●月●日(●)まで(土曜日、日曜日及び祝日【年末年始に入札手続期間が含まれる場合は「、祝日及び年末年始(令和●年12月29日(●)から令和●年1月3日(●)まで)とする。】(以下「休日」という。)を除く)。

②交付方法：入札情報公開システムより、提供する。

<https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/>

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「●●●●●●●●」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前●時から午後●時まで、上記4.(1)の場所において入手することができる。

##### (3) 申請書等及び入札前価格見積書【入札前価格見積方式の場合】の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和●年●月●日(●)から令和●年●月●日(●)までの休日を除く毎日午前●時から午後●時まで

②提出場所：上記4.(1)に同じ。

③提出方法：持参又は郵送(書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。)(ただし、郵送によるときは、期限までに上記4.(1)へ必着させること。)

(4) 入札書提出の期限、場所及び方法

- ①期限：令和●年●月●日（●） 午後●時●分まで（ただし、郵送による入札については、期限までに上記4.（1）へ必着させること。）
  - ②場所：上記4.（1）に同じ。
  - ③方法：持参又は郵送。
- (5) 開札の日時及び場所
- ①日時：令和●年●月●日（●）午前（午後）●●時●●分
  - ②場所：上記4.（1）の●●会議室

5. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- イ) 入札保証金 免除
- ロ) 契約保証金 納付

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 低入札価格調査

上記3.（1）ただし書きの目的を達するため、本工事においては審査対象基準価格を設定し、評価値が最高である者の入札価格がこれを下回る場合は、入札手続を保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。

**【契約後VEの場合に記載する】**

(5) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(6) 入札時に単価表【又は「工事費内訳書」】の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された単価表【又は「工事費内訳書」】を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

(7) 入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、入札参加資格停止の措置を講じることがある。

(8) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。【申請時に配置予定技術者の資格の確認を行う場合は記載する】

【配置予定技術者の配置要件を契約締結後に確認する場合もしくは配置予定技術者に配置要件を求めない場合に以下の（９）を記載。】

（９）本工事は、競争参加資格として配置予定技術者の配置基準を設けず、契約締結後に配置要件を確認する工事である。なお、契約締結後に確認する配置要件は以下のとおりとする。

- ① 現場代理人は常駐で配置できること。主任技術者又は監理技術者は当該工事に建設業法に基づく配置ができること。
- ② 主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。

【（Ⅰ）単体を求める場合。ただし、配置予定技術者に配置要件を求めない場合は③を記載しない。】

- ③ 現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成●年度以降に【入札公告の前年度から起算して１５年前の年度とする。】元請けとして完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。

【同種工事が２つ以上ある場合】

なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは２．（４）に同じ。

同種工事（下記 a）及び b）を必要とする。）

- a）土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が●万m<sup>3</sup>以上の道路の土工工事
- b）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）●m以上のコンクリート橋脚の工事

【条件付で経常JVを求める場合】

ただし、経常建設共同企業体については、１社の現場代理人もしくは主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

【（Ⅱ）単体又は単体及び同工種のJV（特定）を求める場合。ただし、配置予定技術者に配置要件を求めない場合は③を記載しない。】

【一般競争及び条件付の場合】

- ③ 現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成●年度以降に【入札公告の前年度から起算して１５年前の年度とする。】元請けとして完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有すること。

【同種工事が２つ以上ある場合】

なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは上記２．（４）に同じ。

同種工事（下記 a）及び b）を必要とする。）

- a）土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が●万m<sup>3</sup>以上の道路の土工工事

b) 躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）●m以上のコンクリート橋脚の  
工事

④ 主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒  
常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書等提出以前に3ヶ月以上  
の雇用関係にあることをいう。【緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については  
記載しないものとする。】

⑤ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であ  
ること。

【詳細設計を含む工事の場合は以下の⑥を記載する】

⑥ 詳細設計において、次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配  
置できること。

【設定する条件に応じて記載】

管理技術者：技術士〔●●部門（▲▲▲）〕又はRCCM（▲▲▲）

照査技術者：技術士〔●●部門（▲▲▲）〕又はRCCM（▲▲▲）

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放  
的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術  
士相当又はRCCM相当との国土交通省大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必  
要がある。

【特例監理技術者の配置を認める場合は以下の（10）を追加し、以降1ずつ繰り下げる。】

（10）本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は、特記仕様書で定める要件を満  
たさなければならない。

（10） 手続における交渉の有無 無

（11） 契約書作成の要否 要

（12） 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意  
契約により締結する予定の有無 無

【競争参加資格確認資料作成説明会を実施する場合のみ】

（13） 競争参加資格確認資料作成説明会を実施する。

【競争参加資格確認資料のヒアリングを実施する場合のみ】

（14） 競争参加資格確認資料のヒアリングを実施する。

【現場説明会を実施する場合のみ】

（15） 現場説明会を実施する。

（16） 関連情報を入手するための照会窓口は、上記4.（1）に同じ。

（17） 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4.（3）により  
申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格  
の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

【現場説明会を実施する場合のみ】

（18） 現場説明会を実施する。

(19) 詳細は入札説明書による。

**【一般競争の場合】**

5. Summary

- (1) Official in charge of the contract of the procuring entity :○○○○ Director General of ○○ Branch, West Nippon Expressway Company Limited
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction work of the ○○ Expressway ○○ Tunnel
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :4:00P.M. 10 January 2006
- (5) Time-limit for the submission of tenders : 11:00A.M. 9 February 2006 (Tenders submitted by mail : 11:00A.M. 9 February 2006)
- (6) The language used for application and inquiry shall be Japanese.
- (7) Contact point for tender documentation : ○○ ○○, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, ○○ Branch, West Nippon Expressway Company Limited  
○-○-○, ○○, ○○-ku, ○○City, ○○Prefecture, ○○○-○○○○, Japan. TEL. ○○○○- ○○- ○○○○

**【例：1-6-20, Dojima, Kita-ku, Osaka City, Osaka Prefecture, Japan. 530-0003 TEL. 06-6344-9239】**